|  |
| --- |
| 収入  印紙 |

**工　事　請　負　契　約　書**

　　　　　　　　　　　　　　　　(案)

工 事 名 国立科学博物館（筑波）休憩所屋根改修工事

請負代金額　　　金〇〇，〇〇〇，０００円也

　　　　（うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額〇，〇〇〇，０００円也）

　上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき、請負代金額に１１０分の１０を乗じて得た額である。

　発注者 独立行政法人国立科学博物館 契約担当役 経営管理部長 丹野　史教　と受注者　株式会社〇〇　代表取締役　〇〇　〇〇　との間において、上記の工事（以下「工事」という。）について上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第１条　受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を行うものとする。

第２条　工事は、茨城県つくば市天久保4-1-1　国立科学博物館筑波地区構内において実施するものとする。

第３条　着工時期は、令和７年　月　　日（　）とする。

第４条　完成期限は、令和７年３月３１日（月）とする。

第５条　契約保証金は、納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第６条　受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険契約を締結するものとする。

第７条　請負代金（前払金を含む。）は、受注者からの適法な請求に基づき国立科学博物館経営管理部財務課より２回以内に支払うものとし、請求書を受理した日の翌月の２５日までに支払うものとする。

第８条　請負代金は、金○，○○○，○○○円*【請負代金額の１０分の４】*以内の額を前払金として前払いするものとする。この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受理した日の翌月の２５日迄に支払うものとする。

第９条　請負代金金（前払金及び中間前払金を含む。）の請求書は、国立科学博物館経営管理部施設整備主幹に送付するものとする。

第１０条 完成通知書は、国立科学博物館経営管理部施設整備主幹に送付するものとする。

第１１条　解体工事等に要する費用については、別紙のとおりとする。

第１２条　別記の工事請負契約基準第３５第８項、第５３第３項及び第５５第２項中の遅延利息率は、「年２．５％ 」である。

第１３条　この契約についての一般的約定事項は、別記の工事請負契約基準によるものとする。

第１４条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

　令和７年　月　日

　　　　　　　　　　　　　　発　注　者

東京都台東区上野公園７－２０　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　独立行政法人国立科学博物館

　　　　　　　　　　　　　　　　　契約担当役

　　　　　　　　　　　　　　　　　経営管理部長　　丹野　史教 　 　　印

　　　　　　　　　　　　　　受　注　者

　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社　〇〇

代表取締役　　　　〇〇　〇〇　　　　印

|  |
| --- |
| 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等） |

（別紙①）

１、分別解体等の方法

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工程ごとの作業内容及び解体方法 | 工　程 | 作　業　内　容 | 分別解体等の方法（※） |
| 1. 仮設 | 仮設工事  ☑　有　　□　無 | □　手作業  ☑　手作業・機械作業の併用 |
| 1. 土工 | 土工工事  ☑　有　　□　無 | □　手作業  ☑　手作業・機械作業の併用 |
| 1. 基礎 | 基礎工事  ☑　有　　□　無 | □　手作業  ☑　手作業・機械作業の併用 |
| 1. 本体構造 | 本体構造の工事  ☑　有　　□　無 | □　手作業  ☑　手作業・機械作業の併用 |
| 1. 本体付属品 | 本体付属品の工事  ☑　有　　□　無 | □　手作業  ☑　手作業・機械作業の併用 |
| ⑥その他  （　　　　） | その他の工事  ☑　有　　□　無 | □　手作業  ☑　手作業・機械作業の併用 |

* + 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

２、解体工事に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

３、再資源化等をする施設の名称及び所在地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定建設資材廃棄物の種類 | 施 設 の 名 称 | 所　在　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

４、再資源化等に要する費用（直接工事費）　　　　　　　　　　　　　　円（税抜き）

　　　　（注）・運搬費を含む。